

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画)
【第2版】

平成31年(2019年)1月
茅ヶ崎市

目次

はじめに	1
第1章 総則	
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 基本的な考え方	3
第2章 避難行動要支援者支援制度の概要	
1 災害対策基本法への位置付け	4
2 避難行動要支援者支援制度について	4
3 避難行動要支援者の定義	5
4 避難支援等関係者の定義	5
5 その他関係団体等	6
6 役割	7
第3章 避難行動要支援者名簿の作成及び管理	
1 避難行動要支援者名簿情報の作成	10
2 避難行動要支援者名簿	11
3 名簿情報の更新	12
4 避難行動要支援者名簿の情報の管理	13
第4章 避難行動要支援者名簿の提供	
1 避難支援等関係者への平常時の名簿の提供	14
2 避難行動要支援者名簿を活用した個別計画の作成	14
3 名簿提供における個人情報保護の考え方	14
4 災害発生時等の名簿の提供	15
第5章 地域及び行政の避難支援体制づくりについて	
1 避難行動要支援者名簿の活用	16
2 地域特性に応じた災害リスクの理解	16
3 自助の取り組み	16
4 共助の取り組み	18
5 市の支援体制	21
第6章 避難支援体制づくりへの支援	
1 避難支援体制づくりにおける市からの支援	25
2 避難行動要支援者支援制度の周知及び啓発	26
参考資料	
参考資料1 高齢者と障害者の特徴と避難行動時のニーズ	28
参考資料2 返却報告書	33
参考資料3 受領書	34
参考資料4 受領者交代届	35
参考資料5 個別計画の様式例	36
参考資料6 同意確認書	38
参考資料7 旧制度と新制度の変更点について	40

はじめに

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害では、建物の崩壊や津波からの避難が遅れたことにより、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等が多数犠牲となりました。こうした被災傾向は過去の大規模な震災だけでなく、風水害等においても共通しています。

こうした教訓を踏まえ、国は、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正するとともに、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作成しました。

改正された災害対策基本法では、地域防災計画の定めるところにより避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援に必要な細目について別に計画を定めることを全国の市町村に求めています。

このことから、本市では、平成18年度より国のガイドラインにより推進してきました「災害時等要援護者支援制度」を見直し、新たに「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定することにより、基本的な方針や対策等の必要な事項を定めるものです。

この計画の策定を機会に、基本的な考え方を地域住民や関係団体等と共有することで、地域のさらなる安全・安心体制を図り、災害発生時等に支援を要する方の適切かつ迅速な支援を目指します。加えて、共助を補完する手段として避難行動要支援者名簿を活用し、平常時からの避難支援体制を構築することを目指します。

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）に適切かつ迅速な避難支援ができるよう、基本的な方針や対策等の必要な事項を定めるものです。

更に、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を明確化した避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

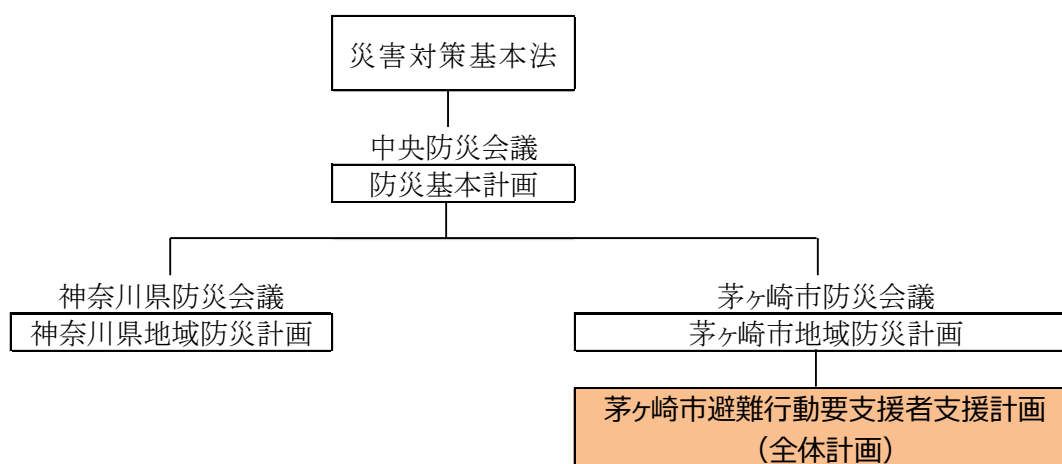
2 計画の位置付け

本市で想定される災害全般に関する総合的な対策は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、茅ヶ崎市地域防災計画に定めています。

茅ヶ崎市地域防災計画は、茅ヶ崎市防災会議が策定した計画であり、国の中央防災会議が策定する「防災基本計画」及び神奈川県防災会議が策定する「神奈川県地域防災計画」と整合性、関連性を有した計画です。

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）（以下、「全体計画」という。）は、茅ヶ崎市地域防災計画の下位計画として、基本的な方針や対策等の必要な事項を定めるものです。全体図を図1に示します。

図1 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）の位置付け



3 基本的な考え方

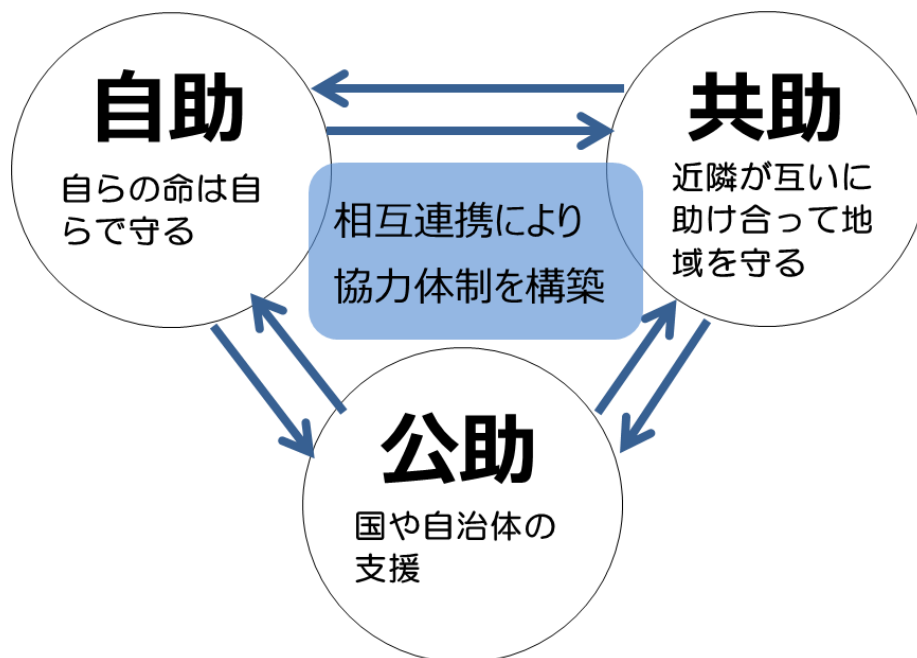
災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」それぞれが災害対応力を強化し、連携することが重要となります。

例えば、阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた際の救助主体の6割は家族や友人、隣人であったという統計があります（社団法人日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」）。また、東日本大震災では災害規模が甚大であったことから、「公助」の主体となる行政自体が被災し、行政の支援機能が大きく損なわれました。

このように、過去の大規模災害を教訓として、いつ起こるかわからない様々な災害に対応するためには、国や自治体の支援である「公助」だけでなく、自らの命は自らで守る「自助」や、近隣が互いに助け合って地域を守る「共助」の必要性が再認識されています。

このことから本市では、改めて「自助」「共助」の推進に取り組むとともに、地域の関係者の相互連携による協力体制を強化し、自助・共助・公助がそれぞれ協働し、一体となった防災体制の確立を目指すこととします。

図2 自助・共助・公助が一体となった防災体制の概念図



第2章 避難行動要支援者支援制度の概要

1 災害対策基本法への位置付け

市では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき災害時要援護者名簿の作成等に取り組んできましたが、この名簿の作成・利用にあたっては、高齢者や障害者等に関する個人情報の利用・提供が個人情報保護条例によって制限されていました。具体的には、消防部局と福祉部局との間で必要な個人情報の共有が行えない、消防団等の外部機関への情報提供に支障があるという課題です。

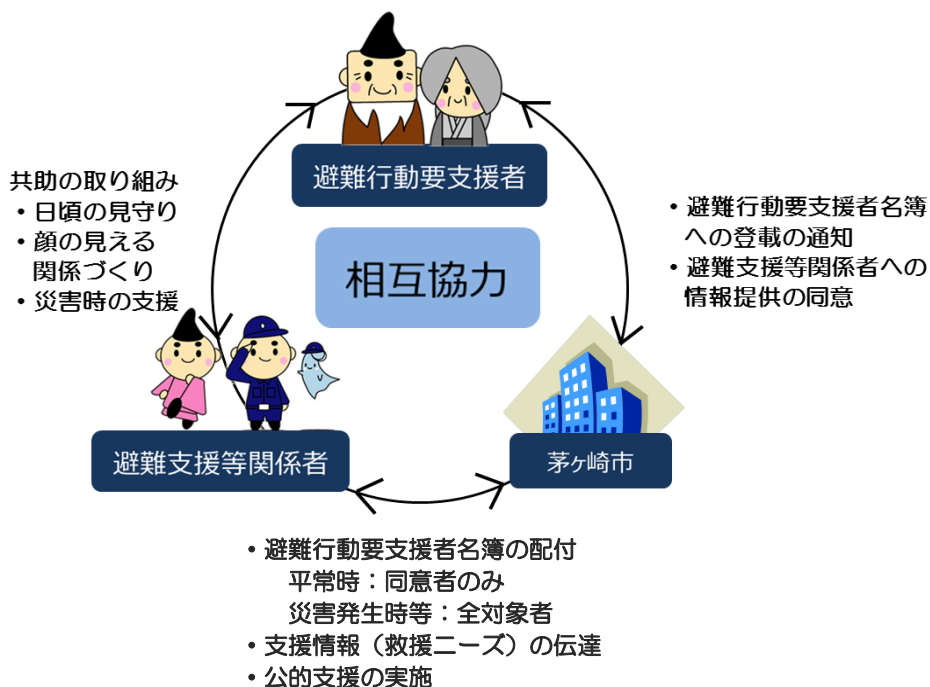
このため、平成25年に改正された災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けました。また、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう、個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して、平常時と災害発生時等のそれぞれについて、避難支援に関わる関係者に情報提供を行うための制度を設けることとしました。

2 避難行動要支援者支援制度について

避難行動要支援者を事前に市が名簿登載し、本人に同意を得た上で、避難支援に関わる関係者に平常時から提供することにより、災害発生時等に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うことを目指した仕組みです。

自力での避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するために、名簿が確実に作成され、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要です。

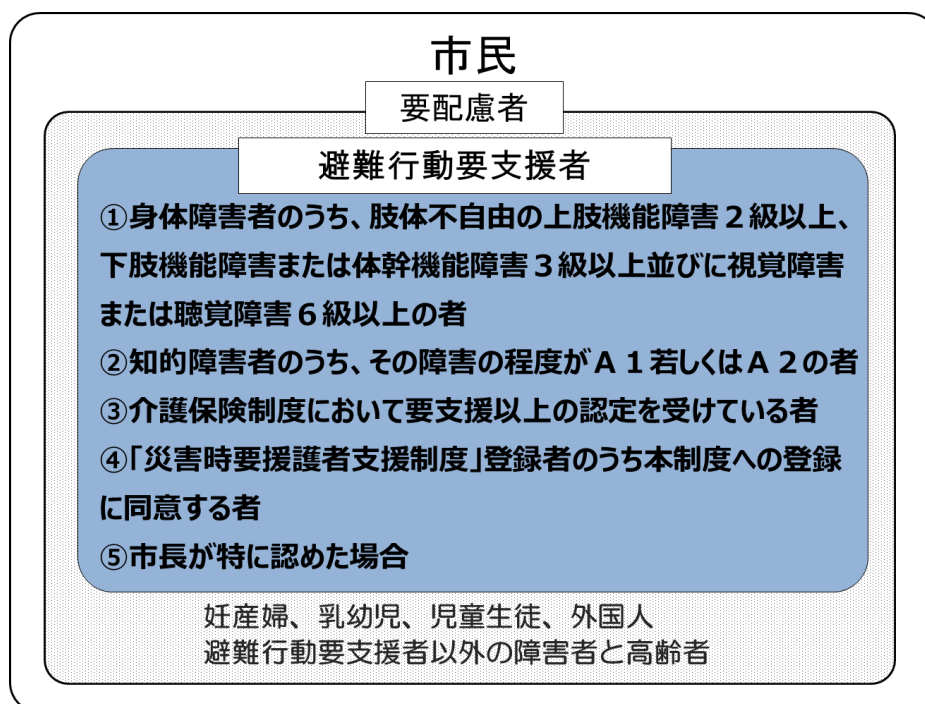
図3 避難行動要支援者支援制度のイメージ図



3 避難行動要支援者の定義

要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を、避難行動要支援者とします。避難行動要支援者は、茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより、図4のとおりです。なお、施設に入所又は病院に長期入院されている方は名簿掲載の対象外となります。

図4 要配慮者と避難行動要支援者



4 避難支援等関係者の定義

平常時から、避難行動要支援者名簿を活用し、日頃からの声掛け等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行うことや、災害発生時等に避難行動要支援者の避難支援や安否確認、避難所等での生活支援の実施等に携わる関係者のうち、茅ヶ崎市地域防災計画に定めのある者を、避難支援等関係者といいます。本市では、次の者を定めます。

- (1) 消防機関
- (2) 警察
- (3) 自治会
- (4) 自主防災組織
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 地域包括支援センター

なお、避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。

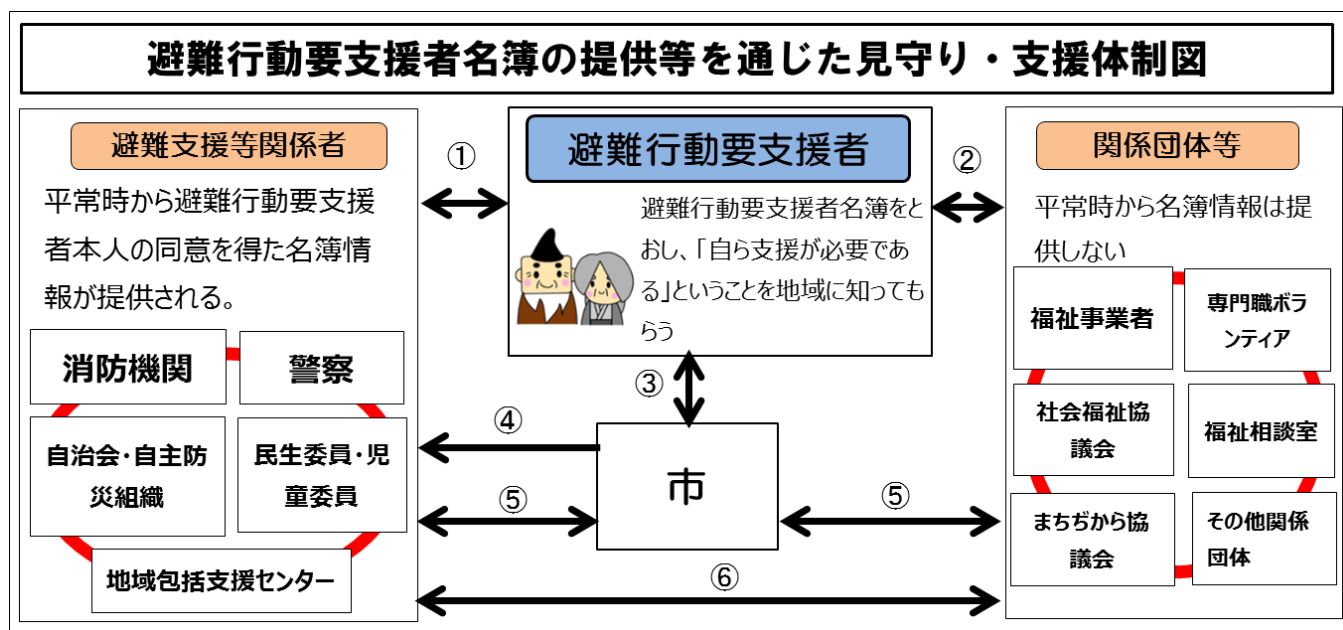
また、避難行動要支援者への避難支援は、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

5 その他関係団体等

日頃より避難行動要支援者と関わり、支援している団体等です。日頃から、お互いの存在や業務内容についての理解を深め、必要に応じて避難行動要支援者の見守り・支援体制に係る情報共有を行います。

- (1) 福祉事業者
- (2) 福祉相談室
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 専門職ボランティア
- (5) まちぢから協議会
- (6) その他関係団体

図5 関係者間の連携イメージ図



- ① 避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者が、「どこに」「どのくらい」居て、「どのような状態なのか」を把握し、日頃の見守りの中で顔の見える関係づくりに努める。また、平常時の避難支援等関係者への名簿提供における本人同意への協力に努める。災害発生時等には、可能な範囲で避難情報等の伝達や避難支援、安否確認に努める。
- ② 日常業務の中で、避難行動要支援者との顔の見える関係づくり、平常時の避難支援等関係者への名簿提供における本人同意への協力に努める。災害発生時等には、可能な範囲で避難支援等関係者の活動に協力する。
- ③ 市から避難行動要支援者である旨の通知及び同意確認書を送付し、それを返送してもらう。
- ④ 避難行動要支援者名簿の提供
- ⑤ 日常における見守り・支援体制に係る情報共有
- ⑥ 日頃から、お互いの存在や業務内容についての理解を深め、必要に応じた情報共有を行う。

6 役割

市及び避難支援等関係者の役割について以下の表に示します。

表1 市と避難支援等関係者の役割

No.	主体	平常時の役割	災害発生時等の役割
1	市	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿の作成及び提供 ②避難行動要支援者の名簿情報の更新及び管理 ③地域への情報提供に係る同意について働きかけ ④地域へ情報提供した避難行動要支援者情報の更新に係る支援 ⑤全体計画の周知・啓発及び進行管理 ⑥災害や避難に関する情報伝達体制の整備 ⑦避難支援等関係者との協力関係の構築 ⑧個別計画の作成について避難支援等関係者への協力 ⑨避難所（公立小・中学校）の要配慮者及び避難行動要支援者の受入体制の整備 ⑩防災訓練実施の支援・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難情報等の発令及び伝達 ②避難状況及び安否情報の把握及び指示 ③被害状況・救援ニーズの把握 ④避難所（公立小・中学校）の開設 ⑤避難所で対応が困難な場合の福祉避難所の開設及び誘導 ⑥救援要員の派遣、救援物資供給 ⑦関係団体・事業者への支援要請 ⑧地域包括支援センター、事業者及び関係団体へのサービス提供の継続依頼 ⑨災害ボランティアセンターの設置及び人的、物的支援
2	市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿の把握及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①火災の消火活動 ②避難誘導・救助救出活動 ③避難情報等の伝達
3	市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿の把握（地域への本人同意あり）及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①火災の消火活動 ②避難誘導・救助救出活動 ③避難情報等の伝達
4	神奈川県茅ヶ崎警察署	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難誘導・救助救出活動 ②交通対策 ③行方不明者・死亡者への対応 ④市域の安全・安心の確保

No.	主体	平常時の役割	災害発生時等の役割
5	自治会 及び自 主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③市との連携による個別計画の作成及び更新への協力 ④避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難情報等の伝達と安否確認及び避難支援 ②要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ③市、関係団体・事業者等との連携協力
6	民生委 員・児童 委員	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③支援が必要だと思われる方の避難行動要支援者名簿登載への働きかけ ④市との連携による個別計画の作成及び更新への協力 ⑤避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難情報等の伝達と安否確認及び避難支援 ②在宅及び避難所（小・中学校）における避難行動要支援者の相談対応 ③要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
7	地域包 括支援 センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ②総合相談支援業務等における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ③避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加 ④BCP（業務継続計画）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難情報等の伝達と安否確認 ②情報伝達体制、避難支援体制の整備 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力

その他関係団体等の役割について、以下に示します。避難支援等関係者との連携により、重層的な支援につなげることを目的とします。

表2 その他関係団体の役割

No.	主体	平常時の役割	災害発生時等の役割
1	福祉事業者	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加・協力 ③BCP（業務継続計画）の準備	①利用者の安全確保 ②利用者への避難情報等の伝達と安否確認 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
2	福祉相談室	①総合相談支援業務等における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加・協力 ③BCP（業務継続計画）の準備	①避難情報等の伝達と安否確認への協力 ②情報伝達体制、避難支援体制の整備 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力
3	社会福祉協議会	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者名簿（本人同意あり）の情報に関する更新への協力 ③専門職ボランティアへの登録支援 ④BCP（業務継続計画）の準備	①避難情報等の伝達と安否確認への協力 ②業務の継続 ③市、関係団体・事業者等との連携協力 ④災害ボランティアセンターの設置及び運営
4	専門職ボランティア	①同意確認への協力 ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加・協力	①避難情報の伝達と避難支援、安否確認への協力 ②避難所（公立小・中学校）における避難行動要支援者の相談対応
5	まちぢから協議会	①自治会・自主防災組織及び関係団体との連携協力	①自治会・自主防災組織及び関係団体との連携協力
6	その他関係団体	①日常業務における同意確認への協力 ②避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加・協力 ③BCP（業務継続計画）の準備	①利用者等の安全確保 ②利用者等への避難情報等の伝達と安否確認 ③業務の継続 ④市、関係団体・事業者等との連携協力

第3章 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

1 避難行動要支援者名簿情報の作成

(1) 情報の抽出方法

避難行動要支援者名簿の作成のため、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、以下の市が管理する情報から対象となる避難行動要支援者情報を抽出します。

表3 市の関係部局で管理する情報

台帳の種類	担当課
介護保険受給者台帳	高齢福祉介護課
身体障害者手帳交付等申請者名簿	障害福祉課
療育手帳交付台帳	障害福祉課

(2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

避難行動要支援者名簿の情報は、基本情報と詳細情報とし、次のとおりです。

ア 基本情報

市が管理する情報から抽出した、避難行動要支援者情報は以下の項目となります。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所
- (オ) 避難支援等を必要とする事由
 - ・介護認定区分
 - ・障害等級

イ 詳細情報

市が実施する本人同意確認において、対象者本人（もしくはその家族等）から収集した情報は以下の項目となります。収集した情報は、個別計画を作成するために必要な事項も含まれます。

- (ア) 電話番号その他の連絡先
- (イ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
 - ・世帯の状況、日中の過ごし方、居住場所、自力での避難の可否と移動手段、コミュニケーションの取り方等

2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に対象者の同意の有無に関わらず、法令等に基づき関係者に提供される情報（災害発生時等に提供する名簿）」を基本とします。このうち、平常時から避難支援等関係者に情報提供することについて本人の同意を得た者の情報については、リスト化し、避難支援等関係者に提供します。

なお、平常時からの情報提供へ同意することも自助の一環としてとらえ、不同意者においても、居住実態を確認するとともに、可能な限り同意を得られるよう努めます。また、関係団体や事業者等においては、日頃の見守りの中で同意が必要と思われる方への同意確認への協力を努めることとします。

(1) 災害発生時等に提供する情報

避難行動要支援者全てを対象とした情報です。避難支援等関係者に平常時に情報を提供することに同意した者及び同意しない者全ての情報が掲載されています。

災害発生時等には、避難行動要支援者の支援のため、避難支援等関係者及びその他関係団体等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報が提供されます。

(2) 平常時に提供する情報

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時に情報を提供することに同意した者のみを対象とした情報です。いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるために、平常時における顔の見える関係づくりに役立てます。

図6 避難行動要支援者名簿情報

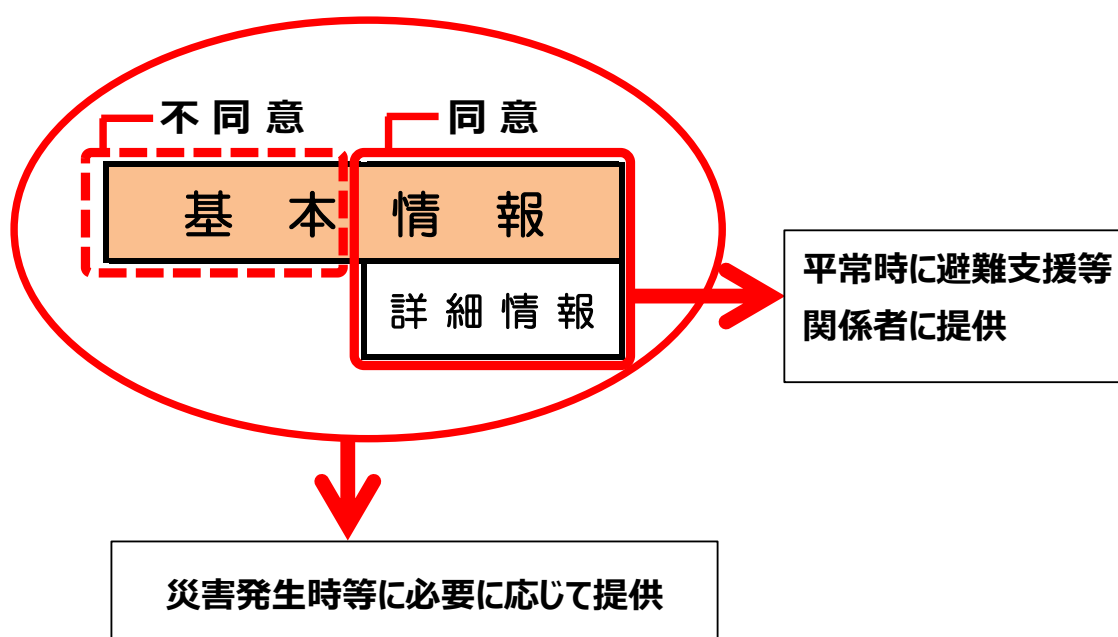
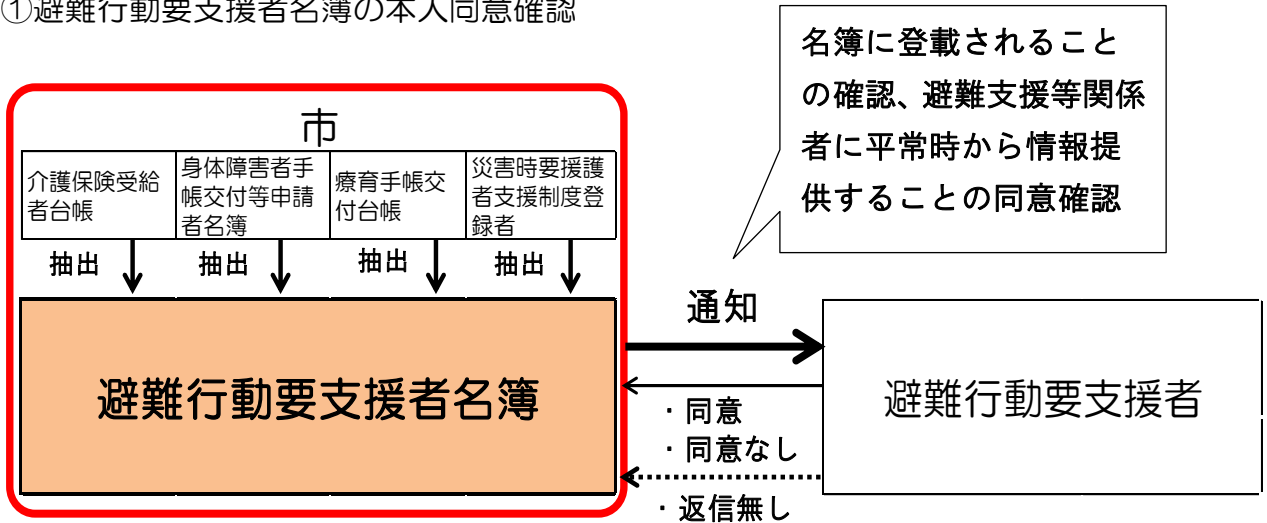
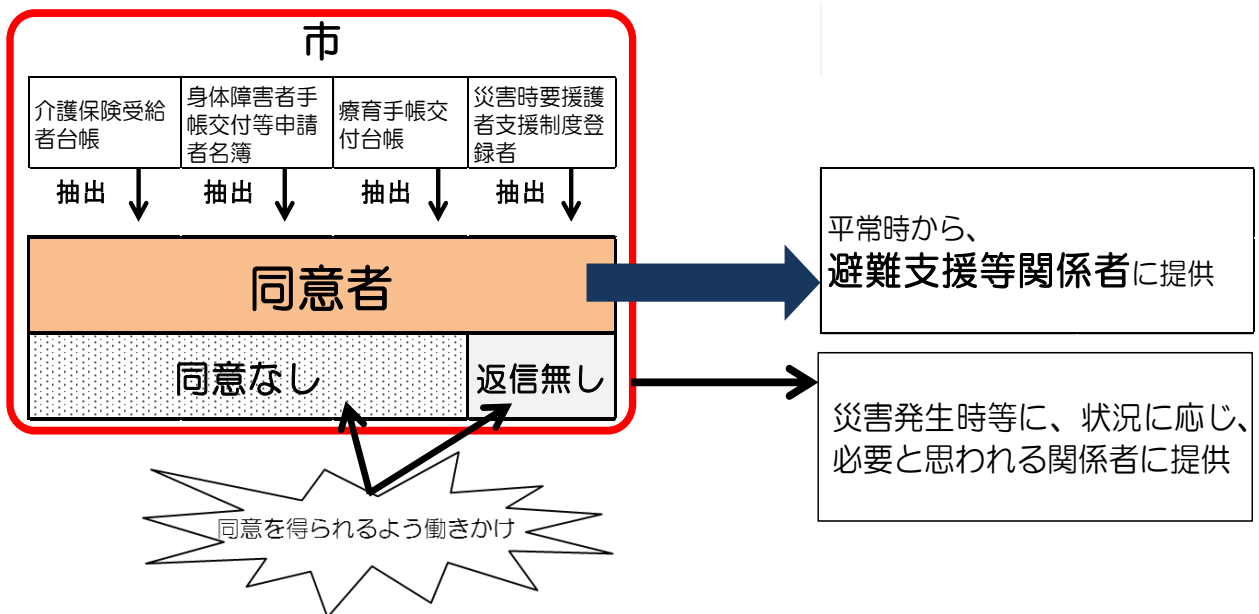


図7 同意確認等の流れについて

①避難行動要支援者名簿の本人同意確認



②本人同意確認後の同意情報の地域への提供



3 名簿情報の更新

避難行動要支援者名簿のうち、市の担当課で管理している基本情報については、毎月第2開庁日において更新することとします。また、詳細情報に変更が生じた場合については、避難行動要支援者からの申請により、情報の更新を行うものとします。申請は、避難行動要支援者同意確認書をもって届け出ることとします。

詳細情報の更新については、避難行動要支援者自身の最新の情報を把握することが重要であることから、市は、基本情報のうち、介護認定区分及び障害等級に変更があった場合、詳細情報に変更があることが想定されるため、本人からの申請を通知により随時求めることとします。

4 避難行動要支援者名簿の情報の管理

(1) 避難行動要支援者名簿の情報管理

市は、避難行動要支援者名簿の情報を避難行動要支援者支援システムで管理するとともに、災害発生時等に迅速に活用できるよう、紙媒体でも保管するものとします。

(2) 避難行動要支援者支援システムによる管理

避難行動要支援者の情報については、避難行動要支援者支援システムにより情報の更新及び修正等を行います。

避難行動要支援者支援システムの運用にあたっては、担当職員にパスワード等を付与し取り扱うこととします。また、その際指定された職員以外に漏えいしないよう、茅ヶ崎市情報セキュリティ方針に基づき、適正な管理に努めます。

また、バックアップ用のハードディスク（RDX等）を用意し、データ破損の際にも迅速に復旧できるようにします。バックアップの頻度は2週間に1度とし、バックアップ用のハードディスクは市と遠隔地の保管庫の2か所で保管します。

(3) 紙媒体の管理

紙媒体での管理は、障害福祉課と高齢福祉介護課の両課で施錠ができる保管庫等に保管し、必要時以外の持ち出し及び部外者の閲覧ができないよう厳重に管理します。

第4章 避難行動要支援者名簿の提供

1 避難支援等関係者への平常時の名簿の提供

市は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、避難支援等関係者に対し本人同意を得た避難行動要支援者名簿情報を年2回提供します。

2 避難行動要支援者名簿を活用した個別計画の作成

市は、災害発生時等の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の作成を避難支援等関係者と進めるとともに、その情報について共有することとします。

個別計画の作成にあたっては、避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への情報提供における本人同意確認の際に、同意がある場合に個別計画に必要な詳細の項目を詳細情報として把握いたします。避難行動要支援者の心身の状況は常に変化することが想定されることから、その状況については避難支援等関係者に協力を得ながら把握することとします（参考資料5）。

3 名簿提供における個人情報保護の考え方

(1) 秘密保持義務（災害対策基本法 第49条の13）

名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった、極めて秘匿性の高い情報となります。このため、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等のプライバシーの保護並びに制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、目的以外に使用しない旨の守秘義務を課すものとします。これは、避難行動要支援者の避難支援等に携わらなくなった後も、同様とします。

また、名簿情報は避難支援の目的の範囲内での利用とし、当該登録者の抹消や死亡等の理由で避難支援に利用する必要がなくなった情報については、速やかに返却報告書（参考資料2）をもって市に返却することとします。

(2) 受領書

市では、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際に、避難行動要支援者名簿受領書（参考資料3）の提出を求めるとします。

(3) 名簿の複写、保管及び引継ぎ

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、名簿を紛失することのないよう適切に保管するものとします。また、情報共有等のために複写する際は、必要最小限の枚数とし、名簿の紛失等が発生しないよう管理を徹底する

こととします。また、名簿管理責任者の交代があった際には、必要に応じ、避難行動要支援者名簿受領者交代届を速やかに市へ届け出るとともに（参考資料4）、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行うよう求めます。

(4) 更新及び回収

市は、避難行動要支援者名簿情報について、詳細情報の変更がある場合は、同意した避難行動要支援者からの申請をもとに更新を行うこととします。また、既に配付している名簿については市が回収のうえ、速やかに細断等により適正に処分するものとします。

(5) 個人情報の取扱いに関する研修の実施

避難支援等関係者に対し、名簿提供時に個人情報の取扱いに関する研修を開催することとします。

4 災害発生時等の名簿の提供

災害対策基本法第49条の11第3号の規定に基づく「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」における名簿の提供は、災害対策地区防災拠点（公立小・中学校）等を経由して提供します。

第5章 地域及び行政の避難支援体制づくりについて

1 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿の作成目的は、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」（災害対策基本法第49条の10）ことです。

平常時における取り組みが、災害発生時等において有効に機能することで、一人でも多くの避難行動要支援者の命を守ることにつながります。

そのため、避難行動要支援者名簿を避難支援、安否確認等を行うための手段として活用し、それが実行できる避難支援体制づくりを進めていくことが求められます。

2 地域特性に応じた災害リスクの理解

本市はその地理的又は都市構造上等の理由から、地震だけでなく、大規模地震時の延焼火災や津波、大雨・台風に伴う河川のはん濫、土砂災害の発生などの風水害も想定されています。

これら災害は全市的に同様の被害が発生するのではなく、地域特性に応じて固有の災害リスクがある場合があります。

そのため、適切な避難支援体制づくりを進めていくうえでは、当該地域における災害リスクを知り、「何に対して」、「どう備えるか」ということを具体化することが不可欠です。市が発行している各種ハザードマップ等を活用し、災害リスクを理解することが重要となります。

3 自助の取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするための基本となるのは、一人ひとりが自分の身の安全を守る「自助」の取り組みです。

「自助」の取り組み強化は、自分や家族を守るだけでなく、「共助」や「公助」が支援すべき絶対数や支援の度合を軽減することにつながるとともに、自分自身が「共助」や「公助」の担い手として活動することが可能となることから、「共助」や「公助」の力が高まることにもつながるものです。

「自助」の具体的な日頃の備えについて、以下に述べていきます。

(1) 共通事項

ア 災害リスク及び避難経路等の把握

地震災害や風水害による災害リスクが居住地や他の生活エリアにどの程度及ぶのかということを知り、市が発行している各種ハザードマップ等で把握しておくことが必要です。また、災害リスクの状況に応じて、避難経路や避難場所等を事

前に確認しておくことが重要となります。

イ 非常時持ち出し品の用意及び食糧等の備蓄

各家庭において、災害に備えた食糧や飲料水、生活用品は 1 週間分を目標に備蓄されることが求められます。また、薬（お薬手帳）、紙おむつや携帯用トイレ、眼鏡や補聴器及び杖等、避難や避難先において避難者が固有に必要なとする備蓄品の準備が大切となります。

なお、とっさに避難する際にも最低限必要となるものについては、リュックサック等の非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せるようにしておくことが必要です。

ウ 地域との顔の見える関係づくり

日頃から地域の身近な人たちとの交流を大事にし、日頃の挨拶や地域の行事等を通して互いの理解を深め、顔の見える関係づくりをしていくことが重要です。そうすることが、いざという時に地域や隣近所で互いに協力し合うことができる環境づくりの一環となります。

また、災害発生時等に支援を必要とする方は、親族等の緊急連絡先、病名と医薬品、かかりつけの医療機関、必要な医療器具等を書き込んだメモや手帳等を準備しておくことが、必要な支援を受けるための大切な準備となります。

(2) 地震災害

ア 建物の耐震化

地震による建物の倒壊は、それ自体で生命を脅かしかねません。特に旧耐震基準（昭和56年5月以前の建築確認申請に基づき建設された建物）は、耐震性に課題があることから、耐震補強等を行うことが重要です。

イ 家具等の転倒防止対策

地震の揺れにより、固定されていない家具等が転倒し、負傷したり、転倒した家具等により避難経路が塞がれ、避難に支障が出ることを防ぐため、家具等の配置の見直しや固定対策など事前対策が重要です。

ウ 出火防止対策

地震発生後の出火防止対策として、消火器の設置や火災警報器の設置、地震動を感知すると自動的にブレーカーが切れる感震ブレーカーの設置が有効です。

(3) 風水害

ア 浸水対策等

強い風雨が予想される場合は、住宅の浸水危険箇所に事前に土のうを積み、自宅周囲の植木鉢や洗濯竿など飛ばされないよう固定する工夫も大切です。また、自宅周辺の排水溝に枯葉等が集積・堆積している場合には、取り除いたり、状況により市に連絡したりするなどし、事前に排水機能の低下を防いでおくことが有効です。

イ 気象情報等の確認

台風や大雨については、テレビ報道や気象警報等の発表により事前にリスク情報を得ることができるほか、夜間を避け、降雨前又は降雨が弱い時に避難が可能となる場合があることから、気象警報や市からの避難情報等を入手する手段の確保が必要となります。

4 共助の取り組み

(1) 平常時からの避難支援体制づくり

避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿を活用した具体的な避難支援体制づくりは、災害発生時等において避難行動要支援者の生命や身体を守るうえで不可欠です。

また、避難支援体制づくりや体制強化には、地域全体で災害発生時等に支援が必要な方がいることの理解が進み、協力を得ることができる環境づくりも重要です。

これを踏まえ、避難支援体制づくりにおける留意点を次のとおり挙げます。

ア 避難行動要支援者名簿を活用した情報共有

避難支援等関係者に提供する「どこに」、「誰が」、「どのような状態で」等の情報が記載された避難行動要支援者名簿を用いて、避難行動要支援者の居所や必要な支援の内容等を確認するなどして、現状把握を行うとともに、課題や問題点を明らかにすること。

イ 災害発生時等における活動と役割分担

災害発生時等における活動内容を避難支援等関係者が相互に共有し、役割分担や体制の在り方を検討すること。

ウ 避難支援時の配慮事項の確認

避難支援にあたっては、避難行動要支援者の特徴や避難行動時のニーズ（参考資料1）を踏まえ、配慮事項を確認するとともに、具体的に避難支援を行うために必要な人員、資機材、避難ルート等を検討すること。

エ 安否確認時の体制構築

安否確認にあたっては、地域全体を効率的かつ網羅的に把握できる体制の構築が必要であること。（例：組・班等の最小単位から、あらかじめ定めた一時（いつとき）避難場所へ情報を集め、地域活動拠点（自治会館、公園等）で情報を集約する）

オ 避難支援及び安否確認時の安全確保

避難支援等関係者の避難支援や安否確認等は、自身の安全を確保することが前提であることから、安全確保の措置についてルールを定めること。

カ 福祉的・医療的な配慮

避難支援や安否確認が行われた後、福祉的・医療的な措置を講じる等の特別な配慮が必要となる場合があることから、避難支援体制づくりの検討にあたっては、福

社避難所や医療救護所等の公的支援との連携を考慮すること。

キ 地域でのルールの共有

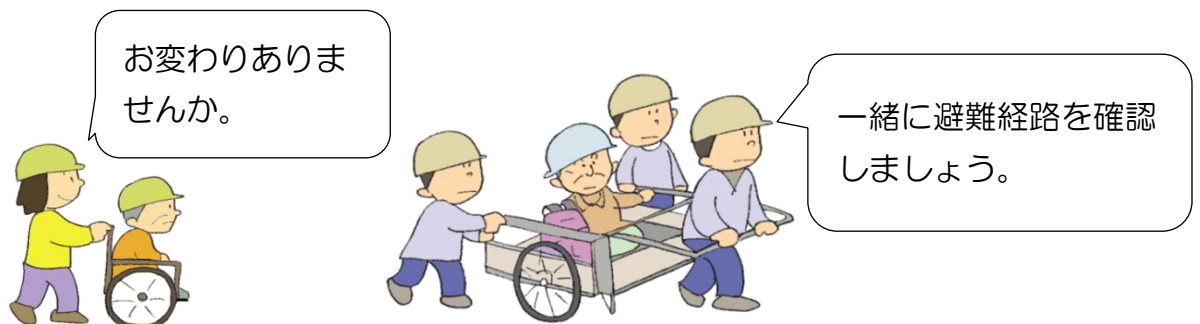
避難支援体制は避難支援等関係者や避難行動要支援者を含め、可能な限り地域全体で話し合わせ、ルールを決め、周知されることが推奨されること。

ク 防災訓練等による実効性の強化・検証

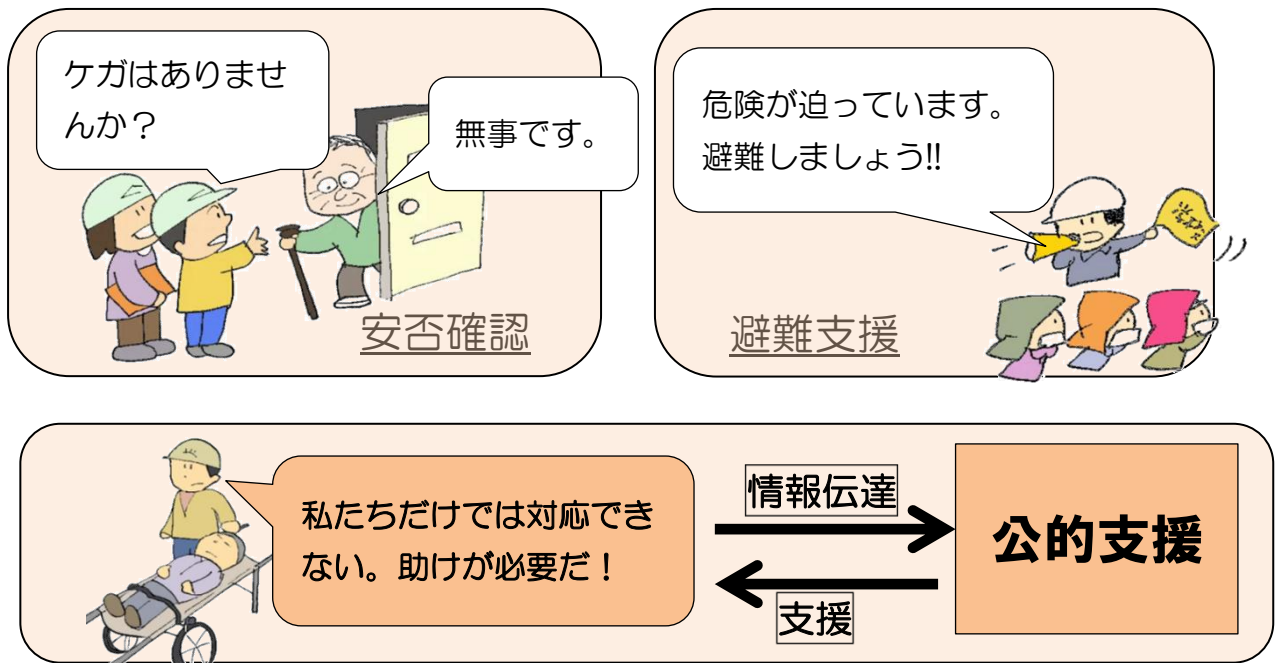
避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が防災訓練等に参加し、避難支援等について実際に機能するかを点検することで実効性を高めるとともに、繰り返し改善を図ること。

図8 平常時及び災害発生時等（応急対応時）の共助と公的支援の連携イメージ

【平常時】声掛けの実施や防災訓練への参加



【災害発生時等】避難支援・安否確認



※共助の取り組みが、公的支援へつなぐポイントとなる。

※被災生活及び復旧・復興時には、共助を通じた公的支援へのつながりも重要となる。

5 市の支援体制

(1) 避難情報の発令

市は、災害状況に応じた避難情報を発令します。災害が発生するまでに時間的猶予のある段階で発令する「避難準備・高齢者等避難開始」では、避難行動要支援者等の避難に時間を要する方の避難、その支援をする方の支援の開始を促します。

なお、避難とは「災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に危険を避ける」ことを意味しており、市指定の避難場所への移動のほか、移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと自身が判断する場合には、近隣の安全な場所^{*1}や屋内で安全を確保^{*2}することを指します。

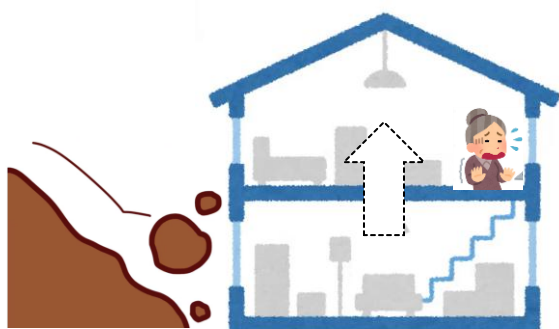
※1 近隣の安全な場所



屋外に出て、市指定の避難場所や近隣の安全な場所（頑丈で高い建物や標高の高い場所など）に移動することを「**水平避難（横方向の移動）**」といいます。

大雨や強風等の気象状況により、市指定の避難場所へ避難することがかえって危険を及ぼしかねないと判断する場合には、「近隣の安全な場所」へ避難することも選択肢となります。（図：洪水から身を守るため、近隣の頑丈で高い建物に避難している）

※2 屋内安全確保



屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することを「**垂直避難（縦方向の移動）**」といいます。

洪水災害、土砂災害、津波災害等においては、緊急的な避難行動として有効な場合があります。

少しでも命が助かる可能性のある最低限の避難行動として、その時点に居る建物内において、より安全な部屋や屋上等へ移動し、安全を確保するものです。

ただし、迫っている災害によっては、一定の条件（建物の頑丈さ、高さ等）を満たさないと安全を確保できない場合があります。

（図：土砂災害から身を守るため、緊急的に頑丈な建物の2階以上で崖からできるだけ離れた部屋へ避難している。）

表4 避難に関する主な情報

発令情報	想定される状況	取るべき行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる方（高齢者、障害者等）は避難を開始し、その支援をする方は支援を開始する その他の方は避難の準備を整えるとともに、気象情報や水位情報等に注意を払う
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難を開始する
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 現在の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難していない方は緊急に避難を開始する

※これらの情報が発信されていない場合でも身の危険を感じた場合には、積極的に自主避難を始める必要があります。

(2) 情報伝達の手段

避難情報等は、防災行政用無線や地域情報配信システム、ホームページや携帯電話各社の緊急速報メール・エリアメール、ツイッター、t v k（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ等を活用し、迅速かつ正確に伝達し、周知されるよう整備に努めます。

また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者が自ら積極的に情報を取得していくよう啓発を行っていきます。

(3) 避難所における支援

災害発生時等は、公立小・中学校を避難所として設置し、住家が被害を受け居住の場所を失った方等の被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難所生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。

ア 避難所運営における避難行動要支援者の留意点

避難所を運営するにあたっては、要配慮者用のスペースを区分すること、そのスペースはトイレに近い場所や階段を使わなくても行動可能である場所であること等に配慮します。

イ 食料と生活必需品

避難行動要支援者の身体の状態を把握し、必要となる食料や生活必需品の提供に努めます。また、これらの配布にあたっては、公平な分配がされるよう配慮します。

ウ 情報の提供

避難所内へのテレビやラジオの設置、地域情報を知らせる掲示板の設置等により、正しい情報を的確に提供するよう努めます。加えて、情報の取得が困難である避難行動要支援者に対して、言葉や動作を理解できるように確実な情報伝達に配慮します。また、市は各種相談に対応する窓口の設置に努めます。

エ 心と身体の支援

専門職員が巡回する等、避難行動要支援者の心と身体のケアを行うほか、必要に応じ医療機関等の専門機関の派遣を要請します。

オ ボランティアとの連携

必要に応じ、ボランティアの支援を要請します。また、避難行動要支援者への支援にあたって、ボランティアが有効に活動できるよう体制整備に努めます。

(4) 在宅避難の避難行動要支援者への支援

ア 情報収集と情報提供

在宅避難の避難行動要支援者については、避難支援等関係者と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努めます。

イ 物資の供給

収集した情報をもとに現状を把握し、関係団体や県との連携のもと、必要な物資を可能な限り速やかに供給できるよう努めます。

ウ 在宅サービスの継続・提供

災害後において、在宅サービスが継続的に実施されるよう、関係事業者への協力を要請します。

(5) 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者受け入れの検討

ア 2次避難所（福祉避難所）

市は、公立小・中学校を避難所として指定するとともに、2次避難所として市内企業や県立高等学校、福祉避難所として社会福祉施設等と協定を締結しています。また、風水害時に一時的に避難者を受入れることを目的とした施設として、早期避難所を指定しています。

表5 福祉避難所等一覧

平成31年1月1日現在

役割		施設	数
早期避難所（風水害時のみ）		公民館ほか	8施設
避難所		公立小・中学校	32校
2次避難所	2次避難施設（11）	県立高等学校	4校
		協定先私立学校	1校
		協定先企業等	6施設
	福祉避難所（33）	協定先社会福祉施設	32施設
		県立茅ヶ崎養護学校	1校

イ 2次避難所（福祉避難所）を補完する新たな福祉的施設

福祉避難所は、協定を締結した施設の状況や災害の規模により受入れ体制が整わない場合を想定し、災害発生時等に活用が想定されていない公共施設等の新たな福祉拠点としての位置付けの検討を進め整備に努めてまいります。

ウ 2次避難所（福祉避難所）への移送

避難行動要支援者が避難所へ避難した後、心身の状況から避難生活に対する配慮や介護の必要性があり、専門性の高い対応が必要である場合については、市と避難行動要支援者の家族、避難支援等関係者及び福祉事業者等が協力し、避難行動要支援者の状態に応じた手段を確保し、可能な限り福祉避難所へ移送します。

(6) 広域的な連携による避難支援

災害時には、被災した行政のみの支援機能には制約があることから、近隣市町村との協定のほか、他県等も含め、広域的な支援が受けられるような平常時からの体制整備に努めます。

第6章 避難支援体制づくりへの支援

災害発生時等に支援を要する方の適切かつ迅速な避難支援のためには、避難行動要支援者と避難支援等関係者をはじめとする地域との連携が不可欠です。そのためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした協力関係を作ることが必要です。災害意識を高めるとともに、避難行動要支援者への支援についての合意形成等を地域で行っていただけるよう、継続的な支援に努めます。

1 避難支援体制づくりにおける市からの支援

地域の避難支援体制づくりを支援することを目的として、市では次の支援メニューにより地域の取り組みをバックアップします。

(1) 避難行動要支援者支援制度の研修会の開催

制度の目的、個人情報等の取扱い等についての研修会を開催します。

(2) ワークショップの開催

名簿を活用した避難支援をどのように行っていくかの話し合いをより円滑に進めるために、ワークショップの開催を支援します。

○問題・課題ワークショップ

○名簿を活用した支援のためのワークショップ など

(3) 顔の見える関係づくりのための交流会

平常時からの避難行動要支援者と地域との交流会の開催について支援します。

(4) 個別計画作成支援

避難支援等関係者からの個別計画作成に係る相談への対応等、実効性のある避難支援がなされるよう、個別計画作成における支援を行います。

(5) 防災訓練等の支援

避難行動要支援者の速やかな避難支援等を行うためには、実践的な訓練、検証を行うことが必要であるため、避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練等を支援します。また、先進事例を紹介する等、地域の取り組みを促進します。

災害発生時等に支援が必要な方々の支援について、地域の皆様と市の職員とで意見交換を行った様子です。



意見交換会の様子（平成 28 年 8 月 8 日）



顔の見える関係づくりのための交流会の様子
（共恵東・共恵中央・共恵海岸通り・幸町自治会合同）

日頃の関係づくりを目的とした交流会です。避難行動要支援者の対象となる方と、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターの皆様、市の職員が参加しています。



2 避難行動要支援者支援制度の周知及び啓発

(1) 避難行動要支援者及び名簿登載希望者

市は、避難行動要支援者及び名簿登載希望者に対し、制度の目的や内容及び意義の周知・啓発に努めます。また、災害等の避難支援につなげられるよう、支援の際に自身を知ってもらうことが必要なため、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報提供について、可能な限り同意を得られるよう働きかけます。

(2) 避難支援等関係者及びその他関係団体等

避難行動要支援者を円滑かつ迅速に避難支援するためには、避難支援等関係者の制度への理解と協力が不可欠となります。市は、制度に対する説明、避難支援や安否確認等を行う際に配慮すべき事項及び防災に関する知識についての理解を深められるよう、周知・啓発に努めます。

(3) 周知・啓発の方法

市は、広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用した情報発信に努めるとともに、制度に関する読みやすいパンフレット等を作成し、各公共施設に配布するほか、防災訓練や地域での災害に対する活動等の様々な機会をとらえ、周知・啓発を進めます。

【参考資料】

参考資料1 高齢者と障害者の特徴と避難行動時のニーズ

	分類	主な特徴	避難行動時のニーズ
要介護高齢者／要支援高齢者	ひとり暮らしの高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより自力で行動できても、屋外では自力での行動が困難な場合がある。 ・避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。 ・夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる場合がある。 ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。 ・避難時の移動手段の確保について支援する。 ・必要物資が確保できているか確認する。
	ねたきり高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・手足の関節や筋肉などの運動機能やバランス機能が低下しており、自力での行動が困難である。 ・体温調整機能の低下から、温度への変化等への抵抗力が弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具を用意する等の支援が必要である。 ・安否確認時に安全な場所にいるか確認する。 ・必要物資が確保できているか確認する。 ・付添が確保されているか確認する。
	認知症の高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊等の症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。 ・単独での避難が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガを負う可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。 ・安否確認時に安全な場所にいるか確認する。 ・可能な限り本人の慣れた場所で家族がいられるよう配慮する。

障害種別 障害名	障害内容	避難行動時のニーズ
身体障害	<p>視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見え方は、さまざまであり全く見えない人と見えにくい人がいる。見えにくい人は、見える範囲が狭かったり、明るさや暗さに目が慣れないなどの場合があり、違う色に見えてしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報取得や他者とのコミュニケーションが困難なことから、意思疎通のための支援が必要である。 ・避難所では機材（放送・ハンドマイクなど）を使用した情報共有をおこなう等、配慮が必要である。
	<p>聴覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全く聞こえない人や聞こえにくい人がいる。聞こえにくい人には、補聴器を利用することによって、聞こえやすくなる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・読話・筆談等）を確認し、適切な支援が必要である。
	<p>音声機能、言語機能障害又はそしやく機能障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音がつまったり、とぎれてしまうなど発音が困難な人がいる。病気や事故、また生まれつきにより言語機能障害を伴う人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話・筆談等によって状況を把握することが必要である。
	<p>内部障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害であり、心臓・呼吸器・じん臓機能・膀胱または直腸機能・小腸・肝臓機能・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害が定められている。 ・全身の機能が低下して疲れやすい状態にあり、身体的負担を伴う行動に制限がある人もいる。 	<p>○心臓機能障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時等は逃げる際に走ったり、歩いたりすることで心臓に負担がかかる可能性がある。そのためペースメーカーを装着していることを周囲の人に伝えられるようにカードを携帯してもらう。 <p>○じん臓機能障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの医療機関に受診することができなくなってしまうため、人工腎臓（ダイヤライザー）の種類などの透析条件や血液型、年齢などを記載した「透析患者個人カード」を携帯する。 ・透析に対応した非常食を、1週間分程度確保しておく。

障害種別 障害名		障害内容	避難行動時のニーズ
身体障害	内部障害	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害であり、心臓・呼吸器・じん臓機能・膀胱または直腸機能・小腸・肝臓機能・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害が定められている。 ・全身の機能が低下して疲れやすい状態にあり、身体的負担を伴う行動に制限がある人もいる。 	<p>○膀胱・直腸機能障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時等は、ストマ用具がなく交換ができない場合がある。ストマ用具は人によって使っている物品が異なるため、緊急時に備えて最低1組はストマ用具を携帯してもらおう。また現在使用しているストマ用具を把握しておくようにする。 ・ストマ用具が異なって自分でケアができない人、自分でストマ用具を交換できない人の介助が必要である。 <p>○呼吸器機能障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電などにより人工呼吸器が利用できなくなる場合がある。呼吸状態の確認を行い、呼吸状態が安定していて酸素の供給が継続できる状況であれば、まず安全なところに避難できるように誘導する。 ・酸素を使用している場では、火気には厳重に注意する必要がある。 <p>○その他（小腸・肝臓・免疫機能障害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用薬が手に入りにくい状況も考えられるため、何の薬を飲んでいるかが分かるもの（お薬手帳など）を携帯するようにして、必要な薬は常に携帯しておくようにする。
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・手や足、体幹といった運動の機能に障害を持つことである。姿勢を保つことが困難なこともあり、杖や補装具、車いすを利用する人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害の方は移動することが困難なため、やむを得ず、着替え・オムツ交換等を生活スペースでしなくてはならない場合がある。そのため間仕切り等でプライバシーが保たれるような工夫をする。

障害種別 障害名	障害内容	避難行動時のニーズ
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障を生じているため、何らかの支援を必要とする状態にあるものとされている。生活の支障は、お金の管理、読み書きや計算などが苦手とされているが、障害の程度はさまざまである。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲とのコミュニケーションが十分にとれないことや環境の変化のために、災害発生時等には精神的に不安定になることがある。そのため、気持ちを落ち着かせるように配慮をする。 安全な場所へ誘導する際は、何をするのかを具体的に伝える。
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> 統合失調症やうつ病、アルコール依存症といった意識・感情・行動に障害があり、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。見た限りでは分からない障害であり、周囲から理解されにくく、悩みを抱えている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により、自宅が倒壊したり、通院先が外来を閉鎖していたりすることで定期薬がなくなり、病状悪化のリスクもある。服薬状況についても把握し、専門医療機関につなげるなどの支援が必要である。
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> 広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの脳機能障害である。コミュニケーションが苦手で、人間関係を築くことが難しい。一方優れた能力が発揮される場合もあり、周囲から理解されにくい障害である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では何のために並んでいるのかがわからないなど、状況を理解できないことがある。そのため具体的にわかりやすく、理解できる方法（実物、絵、図、文字等）で情報を伝える工夫をする必要がある。
難病	<ul style="list-style-type: none"> 原因が不明であり、治療方法が確立されていない疾患である。長期にわたって、生活に支障をきたすことがある。また日によって症状の変動が大きく、症状が見えにくいことが特徴的である。人によって周期はさまざま、回復と悪化を繰り返すという特有の症状が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段服用している薬が特別な薬の場合、同じものがすぐに入手できない可能性がある。そのためお薬手帳と一緒に服用中の薬を余分に（最低約1週間分）保管しておく。 在宅酸素療法を行っている方は、日頃から火気厳禁であることに留意し、災害発生時等にも火気には細心の注意を払う必要がある。周りにも理解を深めておく。

障害種別 障害名	障害内容	避難行動時のニーズ
高次脳機能障害	<p>・交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態である。高次脳機能障害は、外見からは障害があると分かりにくく、「見えない障害」や「隠れた障害」などと言われている。</p>	<p>・記憶障害（新しい出来事を覚えられない）や注意障害（ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする）がある。特に慣れない環境では、トイレや自分の居場所がわからず迷ったりすることがあり、常に見守りが必要である。</p>

参考資料2 返却報告書

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

返却報告書

（宛先）茅ヶ崎市長

所属団体等の名称_____

返 却 者 名_____

次のとおり返却します。

（返却する項目にチェックをお願いします。）

- 避難行動要支援者一覧表
- 避難行動要支援者登録台帳
- 地図

次のとおり返却できません。

（一部でも返却できない資料があるときには、チェックと理由の記入をお願いします。）

- 避難行動要支援者一覧表
（理由： _____）
- 避難行動要支援者登録台帳
（理由： _____）
- 地図
（理由： _____）

参考資料3 受領書

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

避難行動要支援者名簿受領書

（宛先）茅ヶ崎市長

避難行動要支援者名簿を受領しました。

所属団体等の名称 _____

住所（所在地） _____

受領者名 _____

避難支援 者情報①	フリガナ	
	氏名（団体名及び代表者）	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難支援 者情報②	フリガナ	
	氏名（団体名及び代表者）	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難場所等情報 ※位置・経路・移動する までの注意すべき事項な ど	
--	--

年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、〇〇市に報告することを了承します。

氏名 _____

本同意確認書は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等）へ情報提供することに対してあらかじめご本人の同意の意思を確認するものです。

(宛先) 茅ヶ崎市長

次のとおり避難行動要支援者同意確認書を届出します。

記入日	年 月 日	代理人による 記入の場合	氏名:		
			続柄:		
フリガナ		血液型	A・B・O・AB・その他() 不明		
氏名					
生年月日	M・T・S・H 年 月 日	性別	男 ・ 女		
住所	〒253-00 茅ヶ崎市				
電話番号	0467 ()	携帯電話 番号	()		
FAX番号	0467 ()	メール アドレス			

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者やご家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難支援、安否確認、その他生命又は身体について災害からの保護を受けるために、本同意確認書の内容及び介護認定区分・障害等級等についての情報を、平常時から避難支援等関係者へ提供すること及び避難支援に活用することに対して

同意します → 表面及び裏面の記入をお願いいたします

→ 平常時から避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等）へ情報が提供されます。

同意しません → 表面のみ記入をお願いいたします

→ 災害発生時には、情報が提供されます。

長期入院・施設入所等により自宅にいません（市内・市外）

→ 表面のみ記入をお願いいたします

→ ここに該当する場合は、避難行動要支援者の対象とはなりません。

どちらかに
○を付けて
ください。

※変更の申し出がない限り継続的に情報提供を行いますが、市が知りうる情報について変更が生じた際には、職権にて修正させていただきます。なお、修正した情報についても地域に情報提供を行います。

避難支援に配慮が必要な詳細情報（該当に☑） （その他心身の状況等避難支援等の実施に関し市長が特に必要と認める事項）				
世帯状況	日中	<input type="checkbox"/> ひとり	<input type="checkbox"/> 家族等と同居（本人含む	人）
	夜間	<input type="checkbox"/> ひとり	<input type="checkbox"/> 家族等と同居（本人含む	人）
日中の過ごし方		<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通所している（施設名： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）		
居住建物の構造		<input type="checkbox"/> 戸建（ _____ 階建） <input type="checkbox"/> 集合（共同）住宅（ _____ 階建の _____ 階に居住）		
居住場所		日中		夜間
避難時に配慮が必要な事項 （複数選択可）		<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない ↳ <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす（介助なし） <input type="checkbox"/> 車いす（介助あり）		
		<input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞こえにくい） ↳ <input type="checkbox"/> 大きな声であれば会話できる <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー		
		<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 物が見えない <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他（ _____）		
		<input type="checkbox"/> 人の支え <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 杖など <input type="checkbox"/> 何も必要ない <input type="checkbox"/> その他（ _____）		
自治会加入		<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない		
心身の状況及び配慮事項 （自由記載欄）		（例：認知症の診断を受けている等）		
緊急連絡先				
氏名（フリガナ）	電話番号		続柄	同居の有・無
	住所			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居で無い
氏名（フリガナ）	電話番号		続柄	同居の有・無
	住所			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居で無い

※記入内容に変更が生じた場合は、改めて本同意確認書の提出が必要となります。

市記入欄



提出方法： 郵送 ・ 窓口

名簿登載希望

窓口の場合記入

提出者：本人・家族・民生委員
その他（ _____）

参考資料7 旧制度と新制度の変更点について

	旧制度(災害時要援護者支援制度)		新制度(避難行動要支援者支援制度)
名簿への登録(登載)方法	本人の手上げにより名簿に登録	→	市が名簿に登載
登録(登載)人数	約 3,200 人(平成 28 年 12 月現在)	→	約 13,000 人 (障害者 4,000 人、高齢者 9,000 人。 平成 28 年 12 月現在)
名簿登載における対象者へのアプローチ	・自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等からの日頃の協力による、本人申請に基づく登載	→	・特に支援が必要と思われる対象者を、 市が予め登載 ・対象者には、 市から直接通知(新たな対象者には、随時通知)
平常時の名簿提供	本人の同意があるもの ①自治会 ②自主防災組織 ③民生委員・児童委員	→	本人の同意があるもの ① 消防機関 ② 警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員・児童委員 ⑥ 地域包括支援センター ※順番は茅ヶ崎市地域防災計画に基づく
法への位置付け	無し (災害時要援護者の避難支援ガイドライン)	→	有り (災害対策基本法)

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）【第2版】

平成29（2017）年4月 策定

第1刷 1000部作成

第2刷 1000部作成

平成31（2019）年1月 一部改訂

第1刷 1000部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 市民安全部 防災対策課

福祉部 障害福祉課・高齢福祉介護課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

QRコード

